

令和5年度

第1回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和5年4月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年4月20日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 17人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 8番 篠原 元良
- 10番 石川 豊
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>

議案第4号 非農地証明願について <農業委員会許可>

議案第5号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について

議案第6号 農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	片桐 崇之
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和5年度観音寺市農業委員会第1回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である17人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは8番 篠原 元良 委員、並びに14番 小出 由弘 委員のご両名をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和5年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は9件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の申請地は、譲渡人の所有する唯一の農地であり処分を検討しておりました。そこで、譲受人と交渉の結果、有償の所有権移転を行うことで話がまとまったものです。

譲受人は申請地に隣接する農地を所有しており、本件により経営規模を拡大するものです。

2番の申請地は残存小作地で、小作人である譲受人が所有権を取得する案件です。

譲渡人は、申請地を隣接する居宅のある宅地とともに有償の所有権移転をすることで譲受人に相談し、話がまとまったものです。

今回の申請地へ入るには、同時に取得予定の宅地部分を通るしか進入路がない立地をしていることも考慮し、許可相当と判断するものです。

3番について、譲渡人の経営する周辺農地の中で、申請地だけが他の農地のある道から1本南側の道側に所在しており不便であったため、近隣農地を経営する譲受人と相談した結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番に譲渡人は、非農家であることから農地の処分を検討し、譲受人と交渉した結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

5番の申請地は、残存小作地で小作人である譲受人が所有権を取得する案件です。

本件の譲渡人は県外在住で、観音寺市に戻る予定がないことと自身が高齢であることから所有地の処分を検討し、相談の結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

6番の譲渡人は、高齢により農地の管理に苦慮しておりました。そこで、隣接地を所有する譲受人と相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は認定農業者である夫とともに営農しており、経営規模の拡大を図るものです。

7番の申請地は残存小作地で、小作人である譲受人が所有権を取得する案件です。

申請地は譲受人の居宅に隣接しており、今後の農地利用のことを考慮し所有権を取得を希望。譲渡人と相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

8番の譲渡人は、県外在住で所有農地を処分する意向でした。申請地はこれまでも譲受人に管理をしていたことから、相談した結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は認定農業者であり、経営規模の拡大を図るものです。

9番の譲渡人は、相続により農地を取得したものの農地の管理ができておりませんでした。譲受人は隣地でニンニク栽培をしており、申請地が荒廃すると影響が大きいことから、相談の結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2番、3番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 6番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

篠原委員 別に問題ありません。

議長（会長） 7番について、石川 豊 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 8番について、石川 太郎 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 9番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請者は近藤 繁雄様です。

転用目的は畜舎、堆肥舎、倉庫で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、粟井町字上向本庄12番外2筆で、市道百々丸井線に接する都市計画区域外、農振地内農業施設用地の第1種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が農業用施設2723㎡です。併せ地は宅地1432.77㎡、合計で4155.77㎡です。

利用計画ですが、畜舎1棟平屋建2689.96㎡、堆肥舎1棟平屋建240㎡、倉庫2棟平屋建118.50㎡、合計3048.46㎡です。

昭和52年より畜舎用地として利用しておりました。農地転用の必要であることを認識せず、利用していたことに反省するとともに、今後このようなことのないよう始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思えます。1番について、山岡 都男 委員 欠席のため私から補足説明します。

別に問題ない、と聞いております。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和5年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

議案書8ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は株式会社 花舎 代表取締役 石川 泰代様で、観音寺市大野原町花稲に主たる事務所を置き令和2年設立、資本金350万円で、介護事業を営む法人です。転用目的は介護施設で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町花稲字字中新海365番1で、市道曼陀支線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地327㎡です。併せ地は宅地559.14㎡、合計で886.14㎡です。

利用計画ですが、介護施設1棟平屋建148.12㎡、車庫1棟平屋建70.72㎡です。

株式会社花舎（はないえ）は近隣で介護施設用の宅地や住居を探していたところ、本申請地の住居であれば、リフォームして利用できると、話がまとまったものです。

無断転用に関しては、譲渡人の亡くなった母が平成2年に建設し、空き家となっております。今回無断転用であることを知り、今後はこのようなことがないように始末書を付しての転用申請です。

2番の申請者は越智 雅樹様です。

転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田字吉本乙1054番3で、市道前田田所線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田231㎡です。

利用計画ですが、住宅1棟2階建67.90㎡で土地利用率は29.39%です。

現在アパートに妻と子ども2人で住んでいますが、子どもの成長に伴い手狭になり、住居の建築用地を探していたところ、所有者と話がまとまり転用申請に至りました。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、石川 太郎 委員から補足説明をお願いします。

石川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2番について、田中 光雅 委員 から補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第4号について説明させていただきますので、議案書の9ページをご覧ください。議案第4号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和5年4月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

1番の申請は、観音寺市高屋町字奥ノ谷で高室小学校から北東に約650mに位置し、登記地目は畑、現況地目は山林、面積が合計で452㎡です。

過去の航空写真を確認したところ少なくとも平成元年頃には山林化していることが確認できること、これまでの利用状況調査において山林化を確認していたことから、非農地の認定基準の

「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番の申請は、観音寺市大野原町丸井字塩塚で大野原支所から東に約3,000mに位置し、登記地目は畑、現況地目は山林、面積が合計で11,607㎡です。

過去の航空写真を確認したところ少なくとも平成14年頃には山林化していることが確認できること、これまでの利用状況調査において山林化を確認していたことから、非農地の認定基準の

「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2番について小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員意見がないようですので、議案4号「非農地証明願いについて」承認することに決定させていただきます。

次に、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。

議案第5号の説明に入ります前に、R5.4.1より農業経営基盤強化促進法の改正がありまして、農用地利用集積計画が、所謂「地域計画」の策定期限であるR6年度末まで設定することができるようになりました。よって、「地域計画」が策定されましたら、この農地利用集積計画は設定されなくなりますことをお知らせ

します。

それでは、実際に議案第5号について説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

議案第5号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、原案のとおり決定します。

令和5年4月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の12ページをご覧ください。

こちらは、農用地利用集積計画総括表（利用権設定）になります。これは、4月5日までに提出された個人による利用権設定の総括表で、令和5年4月28日公告の（案）になります。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	2,048	m ²
高室地区	6,974	m ²
常磐地区	4,540	m ²
柞田地区	2,904	m ²
木之郷地区	0	m ²
豊田地区	10,212	m ²
粟井地区	2,951	m ²
一ノ谷地区	3,711	m ²
大野原地区	30,838	m ²
豊浜地区	4,141	m ²

です。

合計、田86筆、畑7筆、合計面積68,318 m²において賃借権などの設定が提出されました。

（継続：72筆、新規21筆）

農地の貸付人、借受人等につきましては、13ページから33ページに記載しており、

今月は38件の申出があり、賃貸借が46筆、使用貸借が47筆ありましたが、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の34ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（農地中間管理権設定） 令和5年4月28日公告（案）ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	0	m ²
高室地区	0	m ²
常磐地区	0	m ²
柞田地区	4,451	m ²
木之郷地区	0	m ²
豊田地区	6,124	m ²
粟井地区	5,703	m ²
一ノ谷地区	7,871	m ²
大野原地区	30,406	m ²
豊浜地区	13,431	m ²

合計、田 77 筆、畑 1 筆、合計面積 67,986 m²の賃借権などの設定が提出されました。

(継続：7 筆、新規 71 筆)

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、35 ページから 49 ページに記載しており、今月は 25 件の申出があり、賃貸借が 56 筆、使用貸借が 22 筆ありました。

貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和 4 年 5 月 1 日付で設定される予定の賃借となります。

議案第 5 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしくお願ひします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、議案第 5 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 特にないようですので、議案第 5 号「観音寺市農用地利用集積計画(案)について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第 6 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画(案)について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長(農政管理係長) それでは、議案第 6 号の説明に入りますので、議案書 50 ページをご覧ください。

議案第 6 号の説明に入ります前に、R5.4.1 より農地中間管理事業の推進に関する法律の改正がありまして、昨年度まで作成しておりました、農用地利用配分計画が削除され、代わりに農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画へ変更されました。

内容的に大きく変わる点はございませんが、この計画も「地域計画」に則した形で運用される物になります。

では、改めまして 50 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画(案)について

別紙記載の、農地中間管理機構の作成する「農用地利用集積等促進計画(案)」について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、観音寺市農業委員会の意見を意見を聴取する。

令和 5 年 4 月 20 日 農業委員会 会長からの提出です。

次の 51 ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に集積と配分が一括方式という部分は地域計画策定までは従前通りであり、機構の行う賃借権の設定についても、農用地利用集積等促進計画(案)を県知事が審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

今回は、借受者変更に伴う案件 2 件で、どちらも継続となる再貸付における設定となっております。

今後の手続きについては、本定例会における農業委員会の意見を農地機構が集約し、促進計画を県知事へ提出します。その後、認可・公告を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、6 月 1 日からとなります。

議案第 6 号の説明については、以上です。

ご審議 よろしく お願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、議案第 6 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 特にないようですので、議案第 6 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画(案)について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

議長(会長) 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和 5 年度第 1 回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後 2 時 30 分閉会>